

障害者総合支援法に基づくヘルパーステーションやわらぎ 運営規程（居宅介護・重度居宅介護・同行援護）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人慶成会が開設するヘルパーステーションやわらぎ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、障害者等（以下「利用者」という。）及び障害児の保護者（利用者を含め、以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等のサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 居宅介護等の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項の他、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第56号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 社会福祉法人慶成会は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ヘルパーステーション やわらぎ
- 2 所在地 静岡県浜松市中央区大山町2847番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を厳守させるため必要な指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 1以上(常勤換算、訪問介護員を含む)

サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

3 訪問介護員等 2.5以上(常勤換算)

従業者は、居宅介護計画等に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から日曜日までとする。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

4 サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

1 居宅介護

①身体障害者

②知的障害者

③障害児

④精神障害者

⑤難病等対象者

2 重度訪問介護

①重度の肢体不自由者

3 同行援護

①視覚障害を有する身体障害者

②視覚障害を有する身体障害児

(障害福祉サービスの内容)

第8条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

1 居宅介護等の計画の作成

2 身体介護に関する内容

- ア 食事の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 入浴の介護
- エ 衣類着脱の介護
- オ 身体の清拭・洗髪
- カ 通院の介助
- キ その他必要な身体介護

3 家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 居住等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

4 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

5 同行援護に関する内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省で定める便宜を供与する。

6 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

2 から 5 に付帯するその他必要な介護、家事、相談助言。

(利用者等から受領する費用の額等)

第9条 居宅介護等を提供した際には、利用者等から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、利用者等から利用者負担額のほか、当該指定居宅介護等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払をうけるものとする。

3 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

*実施地域を越えた地点から、1 kmにつき80円の実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令第17条に規定する負担上限額、又は同令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区（葵西・葵東・伊左地町・大久保町・大人見町・大山町・神ヶ谷町・神原町・館山寺町・協和町・呉松町・湖東町・古人見町・桜台・佐浜町・白洲町・高丘北・高丘西・高丘東・富塚町・西丘町・西山町・根洗町・初生町・花川町・深萩町・三方原町・雄踏町（一部）・和光町・和合町・和地町）、浜松市浜名区（細江町）とする。

(緊急時における対応)

第12条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は静岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は静岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備するものとする。

- ① 訪問介護員ミーティング … 1回/月
 - ② その他の研修には随時参加することとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。
 - 4 事業所は、他の居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
 - 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慶成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 8 事業所は、事業所において感染症の発生やまん延が生じないように、感染防止策の構築、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。
 - 9 事業所は、災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。
 - (1) 自分の命も含めて人命の保護を最優先する。
利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を再優先業務とする。
 - (2) 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

- (3) 平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行っておき、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなど必要な支援を行っていく。
- (4) 余力のある場合には近隣住民や事業所への協力に当たる。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ヘルパーステーションやわらぎ 移動支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶成会が開設するヘルパーステーションやわらぎ（以下「事業所」という。）が行う、浜松市における移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障害者及び障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な移動支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

4 前三項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 社会福祉法人慶成会は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションやわらぎ
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区大山町2847番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、法令等において規定されている移動支援の実施に関する規定を厳守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1以上（常勤換算、訪問介護員を含む）

サービス提供責任者は、移動支援の計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する移動支援の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員等 2.5以上（常勤換算）

従業者は、移動支援計画等に基づき、移動支援サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（主たる対象者）

第7条 事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 全身性障害者（児）

(2) 知的障害者（児）

(3) 精神障害者（児）

(4) 医師により発達障害者と診断された障害者（児）

（移動支援サービスの内容）

第8条 事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 外出の準備に伴う支援

(2) 移動に伴う支援

(3) 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援

(4) 外出先での必要な支援

(5) 外出からの帰宅後の支援

(6) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 移動支援を提供した場合の利用料の額は、サービスに要した費用の10分の1に相当する額とする。但し、利用者の受給者証に記載された月額上限額の範囲内とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

*実施地域を越えた地点から、1kmにつき80円の実費。

- 3 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者（障害児の場合はその保護者）に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区（葵西・葵東・伊左地町・大久保町・大人見町・大山町・神ヶ谷町・神原町・館山寺町・協和町・呉松町・湖東町・古人見町・桜台・佐浜町・白洲町・高丘北・高丘西・高丘東・富塚町・西丘町・西山町・根洗町・初生町・花川町・深萩町・三方原町・雄踏町（一部）・和光町・和合町・和地町）、浜松市浜名区（細江町）とする。

（緊急時における対応）

- 第11条 現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情解決）

- 第12条 提供した移動支援に関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した移動支援に関し、浜松市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は浜松市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して浜松市が行う調査に協力するとともに、浜松市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報

するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備するものとする。

(1) 訪問介護員ミーティング 1回/月

(2) その他の研修には随時参加することとする

2 従業員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約に盛り込むものとする。

4 事業所は、他の居宅介護等事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録を完了した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慶成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

8 事業所は、事業所において感染症の発生やまん延が生じないように、感染防止策の構築、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

9 事業所は、災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。

(1) 自分の命も含めて人命の保護を最優先する。

利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を再優先業務とする。

(2) 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

(3) 平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行っておき、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなど必要な支援を行っていく。

(4) 余力のある場合には近隣住民や事業所への協力に当たる。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。